

県産花きの展示開拓業務委託仕様書（案）

本業務仕様書は「県産花きの展示開拓業務」を委託するにあたり、その業務等について必要な事項を定めるものである。

1 目的

中山間地を中心に形成されている県内の花き産地の主な出荷先は関東圏が多く、県内市場の取扱量に占める県産花きの割合は少ない状況である。一方で花きを利用する各種施設においては、県産花きを取り扱う意向があるものの、花き産地の生産者や団体と交流する機会が少なく、県産花きの生産・販売状況についての認識が低いことから、県産花きの取扱に至っていない。

県産花きの県内での利用促進のためには、広く県民に県産花きの魅力や活用方法等をPRするとともに、花き利用施設関係者等に県産花きの認知度向上や展示を促す取組が必要である。

このため、県産花きをPRするイベントの開催、花き関係以外の異業種との連携による県産花き利用分野の拡大、旅館・ホテル、商業施設等への県産花きの展示、県産花きに関するPR資材の作成等を行い、県産花きの需要拡大を図る。

2 業務内容

(1) 県民参加型県産花きをPRするイベントの開催

ア 内容

県民等に県産花きをPRするため、多くの県民が参加や観覧できるような花きに関するイベントを開催する。

併せて、イベント参加者に対し、イベントの効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 実施時期及び回数

花の日（8月7日）や県産花きのPRに適した時期など 1回以上

ウ その他

来場者が県産花きに対する理解を深め、花きの消費拡大につながる効果的なイベントを提案し、委託者と協議して決定する。

また、アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

(2) 異業種と連携したイベントの開催

ア 内容

県産花きの効果的なPRと利用分野の拡大を目的に、本県の伝統工芸やインテリア、観光等を取り入れた「ふくしまならではの花の楽しみ方」などを提案するため、県産花きを活用して、異業種と連携したイベントを開催する。

併せて、連携した業種及びイベント参加者に対し、イベントの効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 実施回数

3業種以上で各1回以上

ウ その他

例示した業種（業界）にとらわれず、県産花きの魅力を引き立て、PR効果が高まると考えられる業種（業界）を提案し、委託者と協議して選定する。

また、アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

(3) 旅館・ホテル、商業施設等への県産花きの展示

ア 内容

(ア) 県内7か所において設置している地方フラワーネットワーク※（以下、「地方ネットワーク」という。）と連携し、地方ネットワークの構成員である旅館・ホテルにおいて、県産花きを活用したフラワーアレンジメント等の展示を行う。

※ 地方フラワーネットワークとは、花きの地産地消及び利用促進を目的に、県内7つの地域ごとに、花き関係者（生産者、JA、生花店、花き利用施設、農林事務所など）を構成員とし、地域で生産されている花きの認知度を高め、利用促進に向けた検討を行うために設置された組織。

(イ) 集客数が多い大型商業施設、観光施設、交流施設、鉄道の主要駅や道の駅、インテリア等の展示場、ショールーム等（以下、「商業施設等」という。）において、県産花きを活用したフラワーアレンジメント等の展示を行う。

(ウ) 上記（ア）及び（イ）においてフラワーアレンジメント等を展示した施設に対し、展示の効果、宿泊客や来場者の反応、花き展示の問題点、県産花きの認知度・消費拡大の取組等のアンケート調査を行う。また、宿泊客や来場者に対するアンケート調査が可能な施設においては、宿泊客や来場者に対し、花き展示の効果や花きの利用状況、県産花きの認知度等のアンケート調査を行う。

イ 対象施設

(ア) 地方ネットワークの構成員で花きの展示を希望する旅館・ホテル
県内20か所以上

(イ) 広く県産花きをPRできる商業施設等（旅館・ホテルを除く）
県内20か所以上

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の施設

ウ 実施回数

各施設 1回以上

エ その他

(ア) 原則として、花きの展示を担当する生花店は、地方ネットワークの構成員とする。

(イ) 展示する時期や使用する花材については、各施設が所在する地方ネットワークの意見をできるだけ反映させる。

(ウ) アンケート調査の項目は委託者と協議して決定する。

(4) 県産花きに関するPR資材の作成等

ア 内容

県民が花に対する関心を高め、花を愛でるライフスタイル※の定着につながるよう、花の活用方法や県内の花きの産地、花の名所に関するPR資材（動画・パンフレット）を作成し公開、配置等を行う。

※ 花を愛でるライフスタイルとは、県民の皆さんや企業・団体、自治体などあらゆる方々が、さまざまな場面で自発的に花を飾り、育て、見て伝えるなど、花を愛でる生活や活動を通じて、ふくしまならではの花を理解し、花に囲まれた豊かで心穏やかな日常を送り、花で飾られた空間で住む人や訪れる人が感動と安らぎが得られるような花に親しむためのスタイルや活動。

イ 作成するPR資材

(ア) 動画

- ・ 県産花きを使った家庭における花の利用方法（アレンジメント、飾り方、管理方法など）
- ・ 2本以上
- ・ 園芸課のホームページやYouTube等で公開

(イ) パンフレット

① 季節の花

- ・ 県産花きとその産地、利用方法（飾り方や管理方法など）の紹介
- ・ 夏、秋冬・春の季節ごとに1種類以上
- ・ 生花店やホームセンターなどに配置し、訪れる方に配布

② 花の観光マップ

- ・ 県内の花の名所などの紹介
- ・ 夏、秋冬・春の季節ごとに1種類以上
- ・ 道の駅、主要駅、観光案内所などに配置し、訪れる方に配布

③ 花の産地マップ

- ・ 県内で生産されている主要な花きとその生産地などの紹介
- ・ 1種類以上
- ・ 各種イベントや花育活動等の参加者に配布

3 提出書類

受託者は、委託業務契約書に定めるもののほか、次に掲げる書類を県園芸課の指定する日までに提出しなければならない。

- (1) 委託業務着手届（別紙様式1）
- (2) 委託業務完了届（別紙様式2）
- (3) 委託料請求書（別紙様式3）
- (4) その他県園芸課が必要と判断したもの。

4 成果品の納入

受託者は本業務で取りまとめた成果品について、以下のとおりとし、令和7年2月28日（金）までに園芸課に納品する。

- (1) 業務報告書（A4判で作成、データを打ち出したもの。） 2部
- (2) 電子媒体（一太郎、Microsoft Word・Excel または PowerPoint 形式及びこれらを PDF 形式に変換し、CD-R 等に保存したものとする。） 2部

5 個人情報の取得・保護・管理等

- (1) 受託者は、本業務の実施上知り得た情報について、秘密を保持するとともに、契約目的以外に使用してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報の保護について十分に留意し、流出・損失を生じ得ないこと。
- (3) 本業務の成果に関するすべての権利は県園芸課に帰属するものとし、受託者は第三者に閲覧、複写又は譲渡してはならない。

6 委託業務により発生した収益の取扱い

委託期間終了後に委託契約額を決定した結果、委託事業費の実施により発生した収益がある場合、得られた収入から委託契約額を上回る業務費を差し引いた額を返還するものとする。

7 その他

(1) 仕様変更

受託者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、承認を得ること。

(2) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて、受託者と県が協議して定める。

(3) 書類等の保存

本委託業務に関連する書類・領収書等は、契約締結後5年間保存するものとする。

(4) 補助金等の併給

本委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできない。

(5) 進捗管理

全体進行に係る打合せ及び進捗状況報告を月1回福島県（園芸課）において行うものとする。委託事業者は、進捗状況がわかる資料、工程表等を提出したうえで説明を行い、打合せ後には速やかに議事録を提出すること。